

国住担第295号
令和3年1月8日

各既存住宅状況調査技術者講習実施機関 御中

国土交通省住宅局住宅生産課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
既存住宅状況調査技術者講習の実施について

日頃より住宅生産行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

本日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年1月7日変更。以下「基本的対処方針」という。）において、催物（イベント等）の開催制限について、都道府県が設定する規模要件等に沿った開催を行うこと等の方針が示されております。

基本的対処方針の内容を踏まえ、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者講習を行う既存住宅状況調査技術者講習実施機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 今後の既存住宅状況調査技術者講習の実施については、基本的対処方針に基づき、国や都道府県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組（待合場所等における密集回避、手指の消毒、マスク着用、室内の換気等）を実施するなど、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期して実施いただくとともに、感染が疑われる者が発生したことが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いいたします。

なお、オンライン講習を実施している機関にあつては、受講者の希望にあわせてオンライン講習への振替を行う等の対応をお願い申し上げます。

2. 業務の実施にあたっては、換気やマスク着用の徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮してください。

なお、職員がテレワークを行う際には、情報管理には十分留意してください。

3. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告してください。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えてください。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局住宅生産課 牟田、辻本

TEL : 03-5253-8942